

那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、那智勝浦町補助金等交付規則（平成6年規則第12号）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、放流水のBODが20 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、浄化槽法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものをいう。ただし、浄化槽設置整備事業で使用できる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会に登録した浄化槽とする。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽とする。
- (3) 転換 既存の建築物において、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽に入れ替える事をいう。
- (4) 配管設備 浄化槽と接続する配管をいう。
- (5) 県浄化槽取扱要綱 浄化槽の取り扱いに関して、和歌山県が定めた和歌山県浄化槽取扱要綱（平成13年4月1日施行）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受ける事ができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において50人槽以下の浄化槽を設置（単独浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合及び単独浄化槽又はくみ取り便槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であつて、同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）も含む。）する者とする。ただし、11人槽以上50人槽以下の浄化槽については、次のいずれか（イ、ウについては、和歌山

県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第3条第1号に定める環境対策補助に限る。)に設置する者に限る。

ア 専用住宅又は併用住宅

イ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づき飲食店営業の許可を受けている施設

ウ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に基づき営業の許可を受けている民宿等の施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の届出を行わずに浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者

(3) 販売目的で、浄化槽付きの住宅を建築する者

(4) 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「町税等」という。）のいずれかを滞納している者

(5) 継続的な使用が見込まれない建築物に浄化槽を設置する者

(6) 国及び地方公共団体

(7) 那智山地区特定環境保全公共下水道区域に浄化槽を設置する者

（補助金額）

第4条 補助金額については、別表1の金額とする。

2 補助金の額は、別表1に掲げる補助限度額と対象経費を比べていずれか低い額とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、2月末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 県浄化槽取扱要綱の規定に基づき町長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書（補助金交付申請用）

(2) 浄化槽工事見積書（第2号様式）

- (3) 既設の単独浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況写真（単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換を行う場合）
- (4) 登録証（全浄協）
- (5) 登録浄化槽管理票（C票）
- (6) 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書又は昭和 63 年度以降に浄化槽法第 42 条第 1 項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し
- (7) 納付期限到来分の完納を証明する町税等納税証明書（本町の町税等を賦課されていない者については、補助金交付申請時における最新の非課税証明書）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（誓約書等）
(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

なお、前条の補助金交付申請書の添付書類に不備がある場合は、町長は当該申請書を受理しないものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した場合は、補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書（第 4 号様式）により、それぞれ通知するものとする。

(変更承認申請)

第 7 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第 2 項の規定による補助金交付決定通知を受けたのちにおいて、当該補助金の交付申請内容を変更する場合、当該補助事業を中止、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（第 5 号様式）を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告をしてその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、補助金に係る事業完了後 1 月以内又は、当該年度 3 月 20 日のいずれか早

い日までに実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 県浄化槽取扱要綱の規定に基づき町長に提出した浄化槽設置完了届
- (2) 浄化槽工事自主検査チェック票及び工事写真
- (3) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (4) 浄化槽清掃業者との清掃依頼書の写し
- (5) 浄化槽法第11条検査契約証明書の写し
- (6) 浄化槽設置工事又は浄化槽設置工事を含まず請負工事に係る交付決定者宛の請求書の写し又は領収書の写し（単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換を行った場合は、配管設備に要した費用と撤去処分費用の両方の明細が確認できること。）
- (7) 保証登録書（全浄連）
- (8) 単独浄化槽又はくみ取り便槽の撤去工事写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（※単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換を行った場合）、浄化槽使用廃止届の写し（※単独浄化槽から転換を行った場合）
- (9) 配管設備に係る工事写真（※単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換を行った場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金に係る事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第7号様式）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第8号様式）による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(設置工事の確認)

第13条 町長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(浄化槽設置者又は管理者の責務)

第14条 浄化槽設置者又は管理者は、県浄化槽取扱要綱に定めるところにより浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

2 浄化槽の設置者又は管理者は、浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月間に、浄化槽法第7条第1項の規定による水質検査（以下「7条検査」という。）を受けなければならない。
又、その後1年に1回は、浄化槽法第11条第1項の規定による水質検査（以下「11条検査」という。）を受けなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる結果を、町長に報告しなければならない。この場合において、第2号及び第3号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。

- (1) 7条検査の結果
- (2) 浄化槽法第10条第1項の規定による、保守点検及び清掃の結果
- (3) 11条検査の結果

(報告等)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による調査又は報告に対し、協力をしなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金交付に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附則 この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附則 (平成5年4月1日那告示第7号)

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

ただし、同日から平成5年5月31日までの間は、この要綱による改正前の要綱第2条第1項第2号は効力を有する。

附則 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

人槽区分	補助限度額	対象経費
5人槽	332,000円	浄化槽設置に必要な 経費
6～7人槽	414,000円	
8～10人槽	548,000円	
11～50人槽 (ただし、第3条第1項第2号によるもの に限る)	548,000円	

※補助限度額の特例

- 1 単独浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に伴い必要となる単独浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に要する費用については、これに相当する額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる）又は90,000円のいずれか低い額を補助限度額に加算する。
- 2 単独浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に伴い必要となる配管工事に要する費用については、配管設備に係る費用に2分の1を乗じた額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる）又は300,000円のいずれか低い額を補助限度額に加算する。

補助金交付申請書

那智勝浦町長 殿

申請者 住所

氏名

年度において浄化槽を設置したいので、那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1. 設置場所	那智勝浦町大字
2. 補助金の種類	1. 設置費用補助 2. 転換費用補助(単独 ・ くみ取り)
2. 交付申請額	金 円
3. 浄化槽設置に要する費用	金 円
4. 住宅等所有者	1. 本人 2. 共有(人) 3. その他()
5. 着工予定年月日	年 月 日
6. 完了予定年月日	年 月 日
7. 備 考	(※ 申請者の住所と設置場所が違う場合は、その理由)

8. 添付書類

- (1) 県浄化槽取扱要綱の規定に基づき町長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書(補助金申請用)
- (2) 浄化槽工事見積書(第2号様式)
- (3) 既設の単独浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況写真(※単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換を行う場合)
- (4) 登録証(全浄協)
- (5) 登録浄化槽管理票(C票)
- (6) 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書又は昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し
- (7) 納付期限到来分の完納を証明する町税等納税証明書(本町の町税等を賦課されていない者については、補助金交付申請時における最新の非課税証明書)
- (8) 前各号に掲げるものの他、町長が必要と認める書類(誓約書等)

御 見 積 書

設 置 者 _____ 殿 _____

下記のとおりお見積り申し上げます。

見積り有効期限

年 月 日

建築工事等の元受工事業者

住所

名称

電話番号()-(-) ⑩

浄化槽工事業者

住所

名称

電話番号()-(-) ⑩

見積り総額 ￥ _____ (税込)

内訳明細

名 称	金 額	備 考
1 浄化槽本体		①セット式浄化槽本体 ②マンホール ③プロフ ④運搬費
型式		
人槽		
2 土木コンクリート工事		①仮設工事 ②掘 削 ③残土処分④埋戻し ⑤割栗石 ⑥捨てコンクリート ⑦鉄筋コンクリート ⑧鉄筋 ⑨型枠
3 本体据付工事		①水張り ②プロフ配管③導入管 ④放流管 ⑤会所 ⑥臭突管 ⑦100Vコンセント工事
4 単独浄化槽又は便槽 撤去工事		※単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換を行う場合
5 配管設備工事		※単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換を行う場合
6 その他工事		①山留工事及び水替工事 ②放流ポンプ槽及び放流ポンプ工事 ③マンホール嵩上工事 ④支柱工事 ⑤仮設電気及び水道使用料 ⑥散水栓
7 諸経費		
8 消費税		
合 計		※ 浄化槽設置に要する費用

殿

那智勝浦町長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度第 号浄化槽設置整備事業補助金については、那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

記

I. 交付金額 金 円

II. 交付の条件等

- 年 月 日までに、補助事業を完了すること。
上記の期限までに事業を完了できない場合においては、速やかにその理由等必要な事項を町長に報告し、その指示を受けねばならない。
- 補助対象者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
 - 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、ただちに町長に報告すること。
- 補助事業完了後1月以内もしくは当該年度3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

那 住 発 第 号
年 月 日

殿

那智勝浦町長

印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

理 由

変更承認申請書

那智勝浦町長 殿

交付決定者 住所

氏名

年 月 日付け那住発第 号で交付決定を受けた 年度第 号浄化
槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1. 変更承認申請の内容

- (1) 補助申請内容の変更
- (2) 補助事業の中止
- (3) 補助事業の廃止

2. 変更の理由

実績報告書

年 月 日

那智勝浦町長 殿

交付決定者 住所

氏名

年 月 日付け那住発第 号で交付決定の通知を受けた 年度第 号
浄化槽設置整備事業が完了したので、那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 補助事業の実施期間

着工 年 月 日

完了 年 月 日

3. 添付書類

- (1) 県浄化槽取扱要綱の規定に基づき町長に提出した浄化槽設置完了届(浄化槽工事自主検査チェック票及び工事写真を含む)
- (2) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽清掃業者との清掃依頼書の写し
- (4) 浄化槽法第11条検査契約証明書の写し
- (5) 浄化槽工事又は浄化槽工事を含まず請負工事に係る交付決定者宛の請求書の写し若しくは領収書の写し(単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換を行った場合は、配管設備に要した費用及び単独浄化槽又はくみ取り便槽撤去処分費用の明細が確認できること)
- (6) 保証登録証(全浄連)
- (7) 単独浄化槽又はくみ取り便槽の撤去工事写真及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し、浄化槽使用廃止届の写し(※単独浄化槽から転換を行った場合)
- (8) 配管設備に係る工事写真 (※単独浄化槽又はくみ取り便槽から転換を行った場合)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

第7号様式(第9条関係)

那 住 発 第 号
年 月 日

殿

那智勝浦町長

印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度第 号浄化槽設置整備
事業補助金について、那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、
下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

1. 補助金交付確定額 金 円

第8号様式(第10条関係)

補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け那住発第 号で額の確定のあった 年度
第 号浄化槽設置整備事業補助金を、上記のとおり請求します。

年 月 日

那智勝浦町長 殿

交付決定者 住 所
(請求者)

氏 名

振込先金融機関	支店・支所名	口座の種類	口座番号

誓 約 書

年度那智勝浦町浄化槽設置整備事業補助金の交付申請をするにあたり、次のことについて誓約します。

記

- 将来、公共下水道等集合排水事業が整備された場合は、協力します。
- 放流水に係る紛争又は苦情があった場合は、当事者間において責任をもって解決します。
- 浄化槽法第7条に定める設置後等の水質検査、同法第11条に定める定期検査を必ず受検します。
- 浄化槽法11条第1項に定める、保守点検及び清掃は必ず実施します。

年 月 日

那 智 勝 浦 町 長 殿

申請者 住 所
氏 名